

青森県報

第八百七十六号

令和七年
二月十四日
(金曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………
(健康医療福祉政策課) ……一
- 右 同……………
(同) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………
(同) ……二
- 右 同……………
(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………
(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………
(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………
(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………
(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………
(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………
(道路課) ……四
- 道路の区域の変更……………
(道路課) ……四
- 道路の供用の開始……………
(同) ……四

公 告

○都市計画事業の変更認可……………(道路課) ……五

告 示

青森県告示第六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社 ケンコー薬局	五所川原市字上平井町八三	令和六・二・三〇
アイン薬局十和田店	十和田市西十二番町一一の一五	ク
こみなと薬局	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の一	六・三・一
五所の診療所	弘前市大字五所字野沢三九の一三	六・三・一五

青森県告示第六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	主たる事務所の所在地	事業所	
		名 称	所 在 地
一般社団法人青森香会	弘前市大字大清水四丁目八の三	訪問看護ステーションあしたの弘前ステーション	弘前市大字大清水四丁目八の三
			令和六・五・三 年月日 止

青森県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
ファーマライズ薬局 こみなと店	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の一	令和六・三・二 年月日

青森県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

事業所

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 日
合同会社スカイアース	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三の四〇〇	訪問看護ステーションあいかぜ	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三の四七	令和七・一・一 年月日 止

青森県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	令和六・二・三〇 年月日
社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	つがる市社会福祉協議会ケアプランセンターもりた	つがる市森田町森田月見野二七の三	

青森県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分		変更	
名称	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
変更前	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市社会福祉協議会ケアセンター	つがる市木造若緑五二
変更後	社会福祉協議会	ケアプランセンターしゃきよう	令和六・三・一

青森県告示第六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定期間
ファーマライズ薬局 こみなと店	一 東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の	令和六・三・二

青森県告示第七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	廃止年月日
有限会社 ケンコー薬局	五所川原市字上平井町八三	令和六・二・三〇
アイン薬局十和田店	十和田市西十二番町一一の一五	〃

青森県告示第七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 つがる市社会 福祉協議会	つがる市木造若 緑五二	つがる市社会福 祉協議会ケア プランセンタ ーも りた	つがる市森田町 森田月見野二七 七の三	令和 六・二・三〇

青森県告示第七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷 地 の 幅 員		敷 地 の 延 長		備考
			1	県 道		後	前			
		弘前鰯ヶ沢線	弘前市大字貝沢字沢辺一九〇の五から 弘前市大字大森字勝山二六四の一〇まで			一五・七〇メートルから 一五・九〇メートルまで	一八・一〇メートルから 一五・二〇メートルまで	一、七九五・四〇メートル	一、七九五・四〇メートル	

青森県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年三月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

区 分		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		変更 年月日
変更前	変更後	名 称	主たる事務所の所在地	
社会福祉法人 つがる市社会 福祉協議会	社会福祉法人 つがる市社会 福祉協議会	名 称	所 在 地	令和 六・三・一
若緑五二	つがる市木造 若緑五二	つがる市社会福 祉協議会ケア プランセンタ ー きづくり	つがる市木造若 緑五二	

青森県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和七年三月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の期 日
県道弘前鰺ヶ沢 線	弘前市大字大森字勝山六一から 弘前市大字大森字勝山二六四の一〇まで	令和七・二・二四

公 告

都市計画事業の変更認可

むつ都市計画事業の変更認可について、令和七年一月三十日東北地方整備局告示第五号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和七年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称
むつ都市計画道路事業（一・五・一号むつ横浜線）
- 二 施行者の名称
青森県
- 三 事務所の所在地
青森市長島一丁目一の一
- 四 事業地の所在
1 収用の部分
変更なし
2 使用の部分
変更なし

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一 番七七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十八円九十銭